平成 27 年度第 1 回建築審査会 議事録

- **1 日 時** 平成 27 年 11 月 6 日 (金) 午後 1 時 3 0 分開会
- 2 場 所 長野県土木センター104号会議室
- 3 出席者

【委員】 倉﨑委員、小林委員、関委員、辻井委員、吉田委員、井原委員、井沢委員 【事務局(特定行政庁)】

岩田建築住宅課長、久保田課長補佐兼指導審査係長、政井主任、若林技師

4 審議内容

(1) 同意案件に関する審議(議案第1号)

第一種中高層住居専用地域における工場(学校給食調理場)の新築について(高森町)

ア 概 要 法第48条第3項ただし書きの許可

(建築基準法第48条第3項ただし書の許可の説明)

第48条 第一種中高層住居専用地域内においては、別に定める建築物以外の建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が第一種中高層住居専用地域における良好な住居の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

イ 審議の結果 同意

ウ 審議の概要

委 員	この敷地は丘陵地にあるということですが、雨水などの排水勾配についてはどのように対応するのでしょうか。また、敷地内に緑地がありますが、それを拡大することはできないのでしょうか。
特定行政庁	敷地の排水についてですが、今まで駐車場として使用していた部分の大半が、給食センターの屋根に覆われることで排水量が大きくなります。このため、この計画では開発許可等による基準により排水対策を行っています。具体的には、敷地内の貯留槽に一時的に排水を貯め、水路に放流していく設計となっています。 緑地については、開発許可を伴わない造成ですので、任意設置の扱いとなります。
委 員	調理等の水量について問題はありませんか。今までの給食センターより大きくなるため、使用する水量は増えると思いますが、影響はありませんか。また、周辺の住宅等に対しての影響はないのでしょうか。
特定行政庁	給食センターの新設に伴う使用水量の増加等による給水本管の管経の変更はありせん。分岐する位置についても、ほぼ同じ場所からであり、配給数の変更がないことから、給食センターでの水の使用により、周辺の住宅へ影響を及ぼすことはないものと考えます。

委員	この給食センターでは何人の方が働き、大体何食ぐらいを作ることになりますか。
特定行政庁	生産部門に 11 名、事務部門に 1 名の計 12 名となります。また、1 日当たりの食数については、約 1500 食となっております。内訳としましては、高森南小学校に800 食、高森北小学校に200 食、高森中学校に500 食程度を供給することになります。
委 員	敷地近傍に高森町営の民俗資料館があり、この敷地は民俗資料館の駐車場であるということですが、給食センターを建築することで、民俗資料館用の駐車場台数に影響はありませんか。
特定行政庁	民俗資料館の利用者も近年では少なくなっていると聞いております。影響は全くないわけではないと思いますが、高森町のほうで建設委員会を設置し、町内の様々な候補地を検討した結果、この敷地を給食センターの建設地として選定しております。
委員	新しく付け替える道路の入り口が新たに2か所に増えるということは、搬出入車 両が増加するということですか。付け替える道路の幅員が狭く感じるのですが、交 通に支障はありませんか。また、食材の搬入車両は食材の搬入後どういった経路を 想定しているのでしょうか。南側前面道路の給食センター側に歩道がありませんが、 給食センターへ搬入する車の台数が増えるのであれば、新規に歩道の設置など必要 ではありませんか。
特定行政庁	現在の給食センターにおいて、搬出入する車両は1日あたり普通貨物車やトラックなど5台程度であり、週に一度2t車の搬入がある状況です。こちらの状況に変更はなく、通学の時間帯を避けて搬出入を行う計画となっていることから、支障はないものと考えられます。また、搬入後の経路は、実態として、時の駅敷地の通路を通過していくことになります。 歩道に関しては、現在、学校側に歩道があること、搬出入する車両の台数の変更がないことを踏まえると不要であると考えられます。
委員	給食センターが新しくなるということで、配送エリアの拡大や食数の増加などは ありますか。
特定行政庁	配送エリアや食数は現状通りと聞いております。
委 員	今まで使用していた給食センターは今後どのように扱うのでしょうか。
特定行政庁	高森町では、解体する案、倉庫に改修して利用する案、児童館に改修して放課後 に児童が利用する建物にする案の3つの案を検討していると聞いております。
議長	議案第1号については、同意することに決定します。

(2) 包括同意案件に関する審議(議案第2号)

建築基準法第43条ただし書の規定により建築基準法の道路に接しない敷地への建築物の建築に関する許可に係る同意の事後報告

ア 概 要 法第43条第1項ただし書きの許可

(建築基準法第43条第1項ただし書の許可の説明)

- 第43条 建築物の敷地は、道路に2メートル以上接しなければならない。ただし、その敷地の 周囲に広い空地を有する建築物その他の国土交通省令で定める基準に適合する建築物で、特定 行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可 したものについては、この限りでない。
- イ 審議の結果 同意
- ウ 審議の概要 質疑なし